

参考資料

1 計画の策定経緯

表-1 岡崎市緑の基本計画策定委員会 開催状況(令和元年度)

	開催日時	主な議題
第1回	平成31(2019)年 4月26日	【岡崎市における緑の現状の把握】 ・計画改定の目的の共有、現行計画の目標達成状況 ・プレ市民アンケートの結果 ・今後のスケジュール
第2回	令和元(2019)年 7月30日	【岡崎市における緑の現状の把握】 ・現地視察
第3回	令和元(2019)年 10月9日	【緑の基本計画改定における方向性と課題】 ・緑の基本計画がめざす基本的な方向性について ・方向性から導かれる現状の課題について ・市民アンケートの実施について
第4回	令和2(2020)年 1月29日	【計画の理念、緑の将来像、基本方針】 ・緑の基本計画の理念（緑の将来像）について ・計画の基本方針 ・アンケート結果の速報報告

表-2 岡崎市緑の基本計画策定委員会 開催状況(令和2年度)

	開催日時	主な議題
第1回	令和2(2020)年 6月9日	【具体的な施策と目標値の検討】 ・計画の基本方針及び具体的施策について ・計画の指標と目標設定の考え方について ・市民アンケートの結果報告
第2回	令和2(2020)年 7月30日	【パブリックコメント案の提示】 ・パブリックコメント案全体について ・重点施策について ・計画の指標と目標設定について
第3回	令和2(2020)年 11月27日	【パブリックコメント結果の報告】
第4回	令和3(2021)年 1月13日	【計画案の報告】

表-3 岡崎市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属など	備考
今西 良共	岐阜県立国際園芸アカデミー学長 公園管理運営士	学識 経験者
松本 幸正	名城大学教授 岡崎市都市計画審議会委員長	学識 経験者
高取 千佳	名古屋大学助教（現・九州大学准教授）	学識 経験者
近藤 かおり	公園管理運営士 愛知県広域緑地計画策定委員	専門家
中川 純子	市民代表	市民
三矢 勝司※	名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター研究員 愛知県広域緑地計画策定委員	専門家

※ 三矢委員は令和元（2019）年度はオブザーバー参加、令和2（2020）年度より委員として委嘱

2 用語集

あ行

あいち森と緑づくり事業

森と緑の持つ様々な公益的機能を發揮するため、愛知県が平成 21(2009)年度から「あいち森と緑づくり税」を導入し、その収税などにより、森林、里山林、都市の緑を整備・保全することを目的とした事業。

雨水貯留浸透施設

雨水を貯留・または地下に浸透させて、河川への雨水流出量を抑制する施設。

エコロジカルネットワーク

生物多様性を守っていくために、同じタイプの自然や異なるタイプの自然がネットワークされていること。

岡崎市歴史的風致維持向上計画

本市固有の歴史的な風情や情緒を活かしたまちづくりをこれまで以上に積極的に推進するための方向性、取組みを示したもの。平成 28(2016)年、岡崎の歴史・伝統・文化・自然を活かすことを目指し策定。

か行

街区公園

主として街区内外に居住する者の利用に供することを目的とし、1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する都市公園。

関係人口

短期滞在や仕事、ボランティアや将来的な移住希望など、現在の居住や単なる観光以外の面で本市に継続的に関わり・関心のある人。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とし、1箇所当たり面積2ha を標準として配置する都市公園。

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組み。

景観計画

景観法に基づいて景観行政団体となった市町村などが策定する「良好な景観の形成に関する計画」のこと。

広域公園

主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とし、地方生活圏など広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する都市公園。

広域防災活動拠点

市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏などにおいて応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設。

公園愛護運営会

既存の公園愛護会を発展させ、地域住民ややりたいことのある市民を巻き込んで公園の運営・維持管理により積極的に参加してもらうための新たな制度。

公園愛護会

町内会、子供会などで組織し、都市公園の清掃、除草などの維持管理に協力する会。

公募設置管理制度（Park-PFI）

飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図る新たな整備・管理手法。

さ行

CGC協会

Clean Green Conservation協会の略。町内会、子供会などで組織し、街路樹の清掃、除草、かん水などの維持管理に協力する会。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

市街化を抑制すべき区域。

史跡岡崎城跡整備基本計画

岡崎城跡がもつ歴史的・文化的価値をさらに高め、城跡をできるだけ本来の姿に戻す視点に立った整備を目指して策定された計画。

自然環境保護区

「岡崎市自然環境保全条例」に基づき、生物及び生態系を保護することが特に必要と認める区域について、指定したもの。

自然環境保全地域

すぐれた天然林や希少な動植物の自生地など、良好な自然環境を有する地域として県が指定したもの。

指定管理者(制度)

公共の施設の管理・運営を包括的に代行する営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなどの法人、その他の団体。また、そのように代行させることができる制度。

市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

集約型都市

都市圏内の中心市街地及び主要な交通結節点周辺に都市機能を集中させることにより、市民の生活の質を向上させる都市の構造。

森林整備計画

森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業に関する指針などを定めるもので、市町村が策定主体。

水源の涵養

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節すること。

生物多様性

生物多様性とは生き物の豊かな個性と繋がりを指し、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルの多様性から成ると定義されている。

生産緑地

市街化区域の農地などのうち、公害や災害の防止などの良好な生活環境の確保に効果があり、公共施設などの敷地に適している300m²以上の土地で、市で指定したもの。

総合公園

都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とし、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する都市公園。

戦災復興都市計画事業

第二次世界大戦末期の空襲で、特に被害が大きかった都市において行われた都市計画の事業。

た行

地域森林計画対象民有林

森林の経済的機能と公益的機能を、総合的かつ高度に発揮させるために策定される「地域森林計画」の計画対象となる民有林。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とし、1箇所当たり面積4haを標準として配置する都市公園。

地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組み。

天然林

天然更新(主に天然の力によって次世代の樹木を発生させる方法)により成り立っている森林。

透水性舗装

路面に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ浸透する機能を持った舗装。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為などの一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

都市計画区域

都市計画法の規定により、都道府県が、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要があると指定した区域。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体または国が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定され、都市公園の定義や管理に係る事項などについて定めた法律。(昭和 31 年 4 月 20 日公布)

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地で、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する都市公園。(既成市街地などにおいて良好な樹林地などがある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模は 0.05ha 以上)。

都市緑地法

都市において、緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。

な行

二次林

原生林が伐採などされた後、または人為的に再生した森林。

農地転用

農地を住宅や店舗などの農地以外の用地にすること。農地の所有者自らが転用を行う場合は農地法第4条、転用を目的に農地を買ったり借りたりする場合は農地法第5条の許可が必要。

農用地区域

農業振興地域整備計画に定められている土地の区域で、今後 10 年以上の長期に渡り農業上の利用を確保すべき土地の区域。

は行

パークマネジメント

既存の都市公園に対し、多様な運営・維持管理の手法を適用することで有効活用し魅力向上を図っていく考え方。

バリアフリー

高齢者、障がい者などが円滑に移動できるように、段差などの障害(バリア)となるものを取り除くこと。

風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一種。都市の風致(丘陵、樹林、水辺地などの良好な自然的環境)を維持するために設けられており、風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成、樹林の伐採などの行為について、条例により、必要な規制が課せられる。

ふるさと景観資産

岡崎市景観計画に基づく制度で、良好な景観の形成に寄与し、地域の景観を特徴づけるとともに、所有者の同意が得られ、地域住民に親しまれ、保全・活用の活動内容が明らかなものを選定する制度。

ふるさと納税

生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度。

保安林(区域)

水を育み、土砂崩れなどの災害を防止し、美しい景観や保健休養などの場を提供する重要な森林として指定したもの。また、その区域。

ま行

水とみどりの森の駅

人と自然がふれあい、森と街の市民交流から自然と共生する文化を引き継いでいくため、乙川水系の豊かな水源の森を守り、未来へ繋げていくための拠点。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体の状況などに関わらず、誰もが安全に使いやすくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービスなどを設計段階からデザインすること。

ら行

緑地協定

土地所有者などの合意によって、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。

緑地率

ある区域の全体面積に対して、都市公園などの施設緑地や各種土地利用規制などで指定された地域制緑地の区域の面積割合。

緑被地率

ある区域の全体面積に対して、樹木、芝などの植物によって覆われた部分の面積割合。

緑道

災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保などを図ることを目的とし、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20mを標準として配置する都市公園。

緑化重点地区

駅前など都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地など、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。





連絡先など

岡崎市都市基盤部公園緑地課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地
TEL (0564) 23-6250 FAX (0564) 23-6559
e-mail koen@city.okazaki.lg.jp